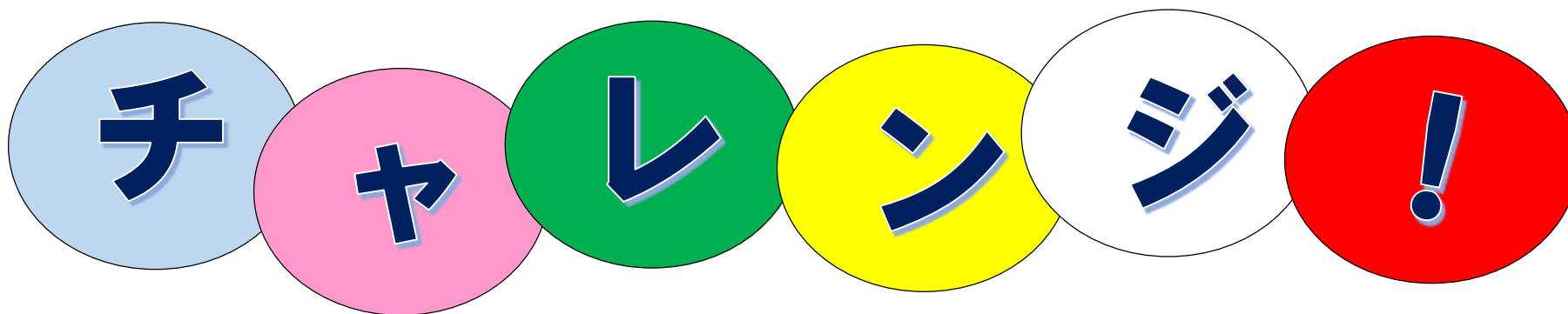


～「知らなかった！」じゃ済まされない！～ 自転車交通规则



埼玉県警察本部
交通部交通総務課

※ここでいう自転車とは、普通自転車を指します



自転車交通ルールテスト

Q1

歩道のない道路では、自転車は車道のどこを走行しますか？

- ①道路の左側の端
- ②道路の右側の端
- ③道路のどちらでもよい

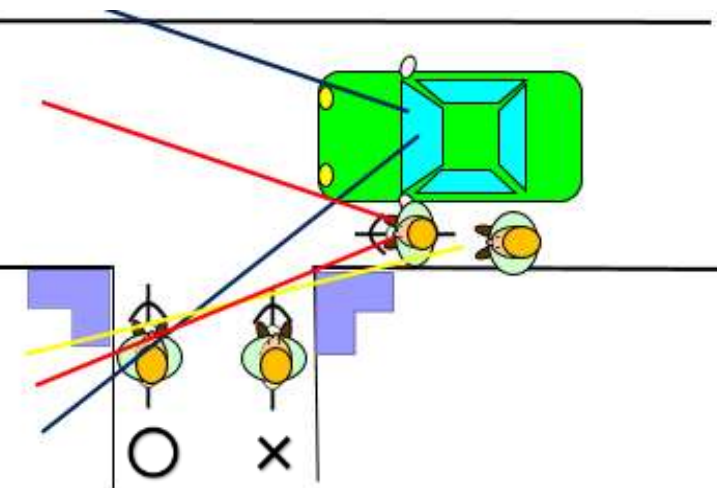
答え

①道路の左側の端

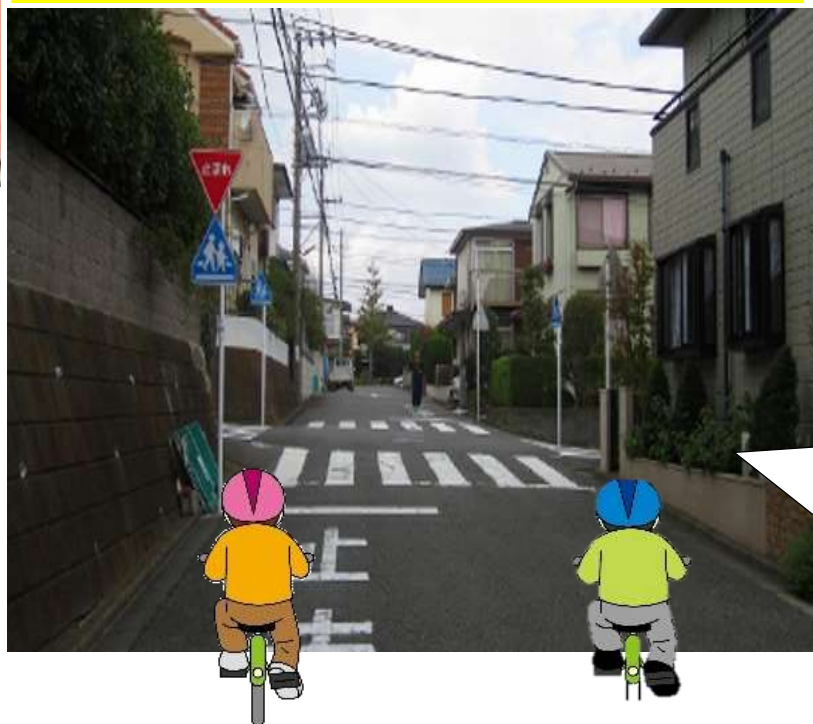
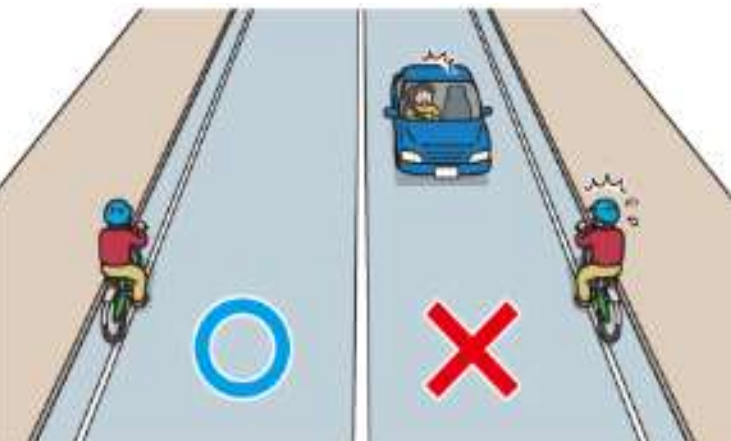
自転車は原則「車道の左側端」を通行する！

自転車は道路交通法上「軽車両」に分類され、自動車やバイクと同じ「車両」の一種とされている！！

右側通行の危険なぜ？



見通しの悪い交差点では
右側通行は死角となり車
両や歩行者からは見えに
くい！！



Q2

自転車は歩道を走行することができますか？

- ①どんな場合でも走行できる**
- ②どんな場合でも走行できない**
- ③歩道通行が例外的に認められている
場合は通行できる**

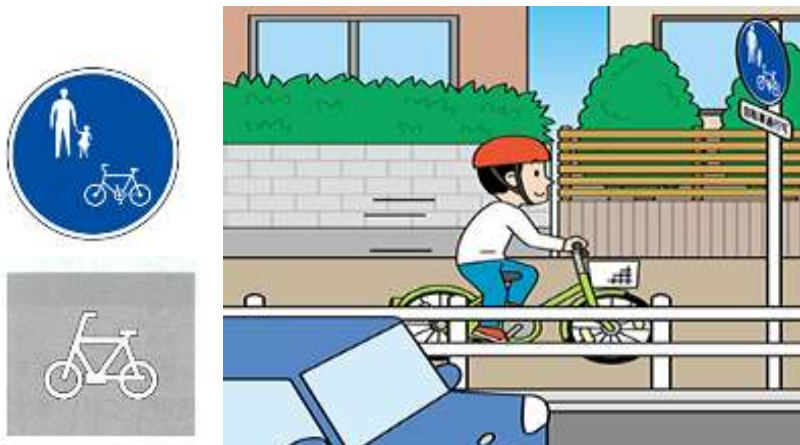
答え

③歩道通行が例外的に認められている場合

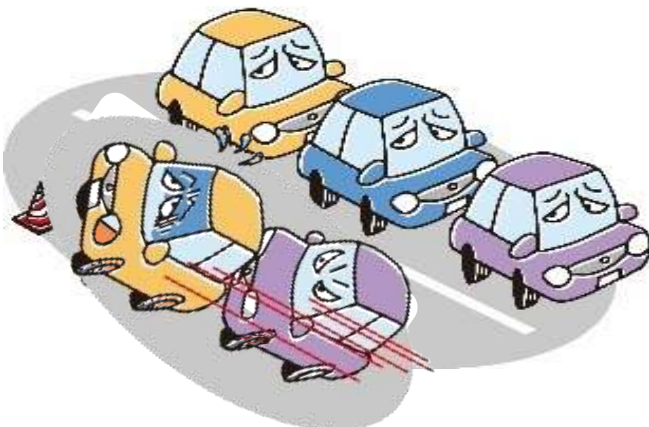
歩道は歩行者が通行する場所であり、原則として自転車が通行することはできない！しかし、下の場合に限り、自転車は歩道を通行することができる！

- ・「自転車及び歩行者専用」の標識や道路標示がある場合
- ・路上駐車や道路工事をしていたり、交通量が多い道路幅が狭い道路の場合
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、障害がある人が運転する場合

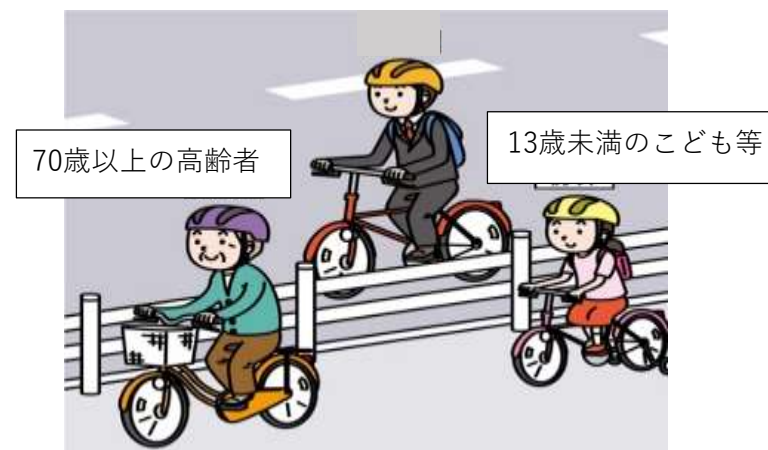
「自転車及び歩行者専用」の標識や道路標示がある場合



路上駐車や道路工事、交通量が多い狭い道路の場合



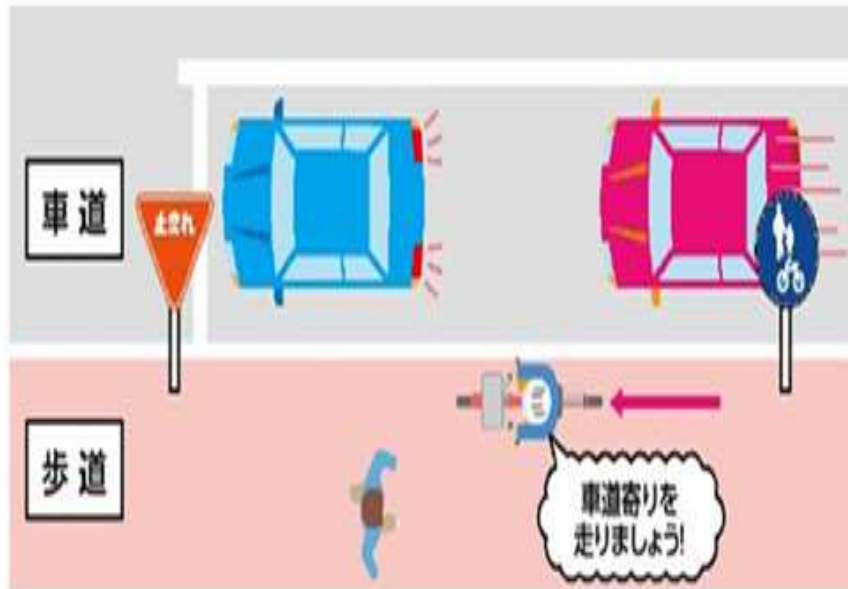
13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、障害のある人が運転する場合



歩道を通行するときのきまり

- ・ 普通自転車通行指定部分の道路標示があるときはその部分を通行し、ないときは歩道の中央から車道よりを通行
- ・ 歩行者優先で徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止
- ・ 歩行者が多いときは、自転車から降りて通行
- ・ 歩道ですれ違う時はお互いを右に見ながらよけるように通行

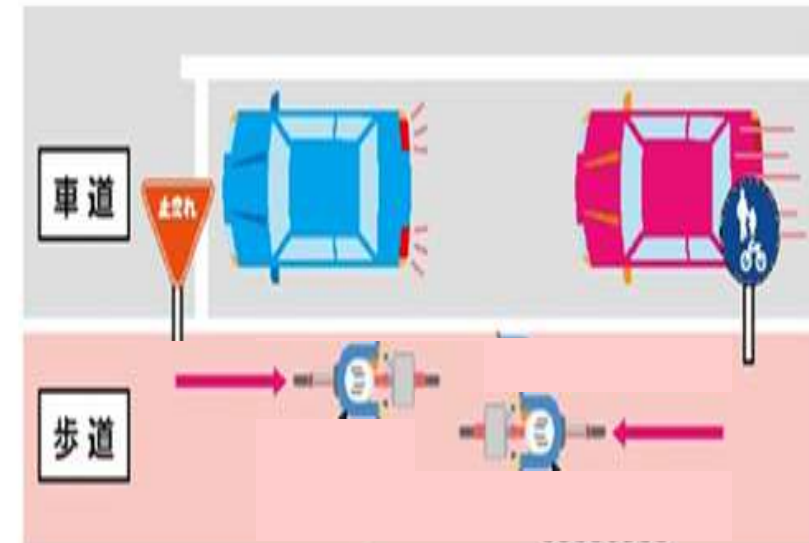
歩道の中央から車道よりを通行する



歩行者の通行を妨げるときは一時停止や自転車から降りて通行する



すれ違う時はお互いを右に見ながら避けるように通行する



Q3

自転車が行きできない路側帯はどれですか？

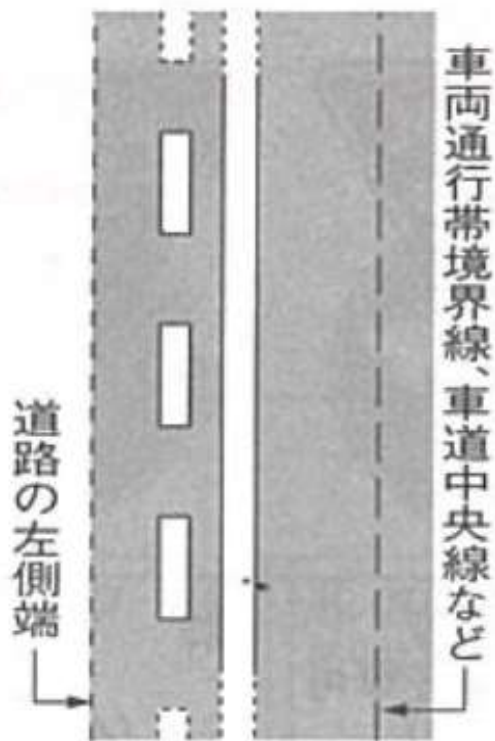
①

白の2本線



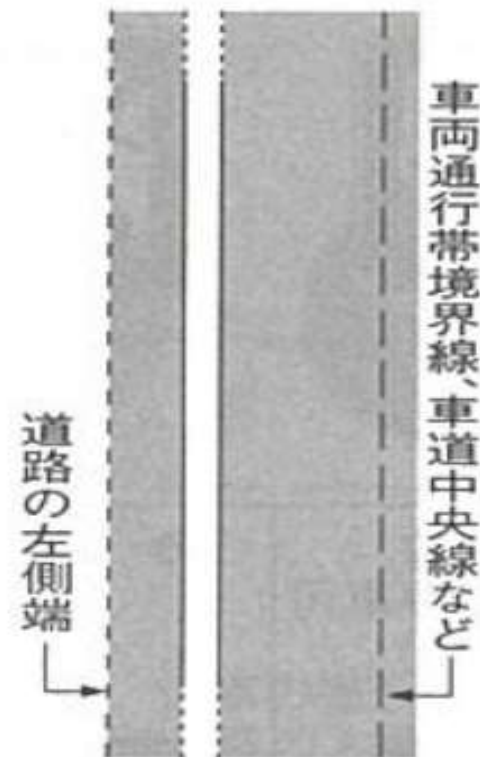
②

白の1本線と白の破線



③

白の1本線



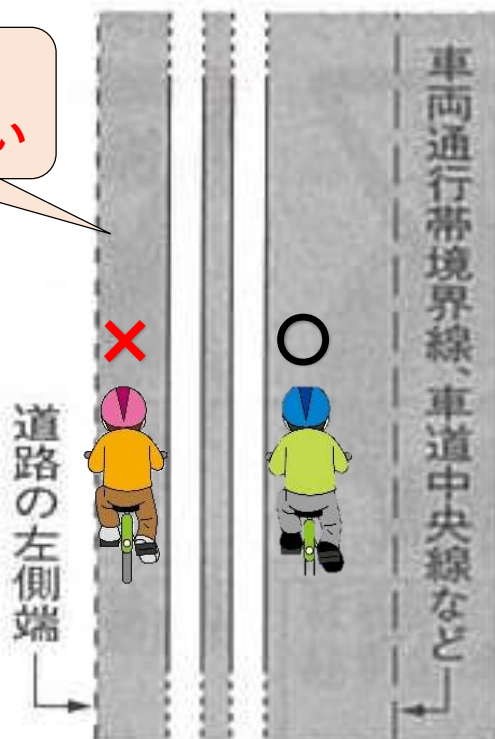
答え

①歩行者用路側帯

道路の左側を通行！路側帯の通行は右側通行禁止

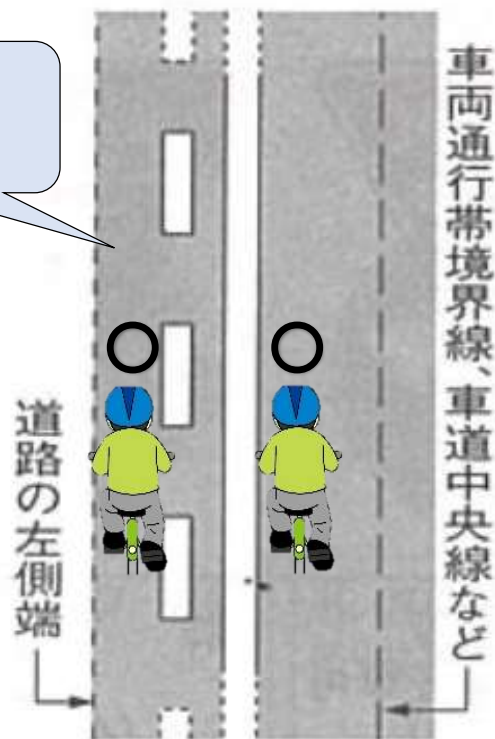
歩行者用路側帯

路側帯内を
通行できない



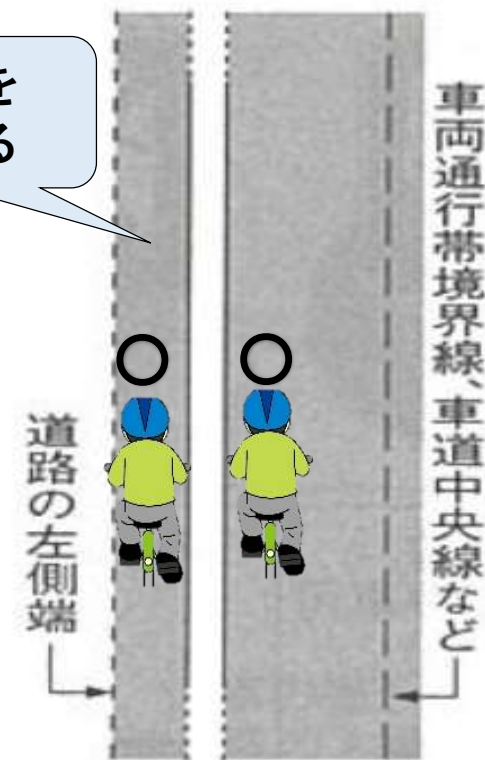
駐停車禁止路側帯

路側帯内を
通行できる



路側帯

路側帯内を
通行できる



Q4

自転車道の通行方法はどれですか？

- ① 自転車道がある場合は歩道も車道も通行できないので、自転車道を通行
- ② 車道の一部となるので、歩道を通行できる場合もある
- ③ 法律に定められたものではないので、きまりはない

答え

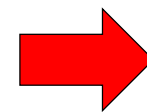
① 自転車道がある場合は歩道も車道も通行できない！ 自転車道を通行する

「自転車道」があるときは、必ず自転車道を通行しなければならない（やむを得ない場合を除く）

- ・ 道路の両側に自転車道がある場合は、どちらの自転車道を通行してもよい
- ・ 片側にしかない場合でも、自転車道を通行しなければならない
- ・ 自転車道では、その左側端を通行しなければならない

※やむを得ない場合とは、自転車道以外の車道を横断する場合や道路の状況などをいう

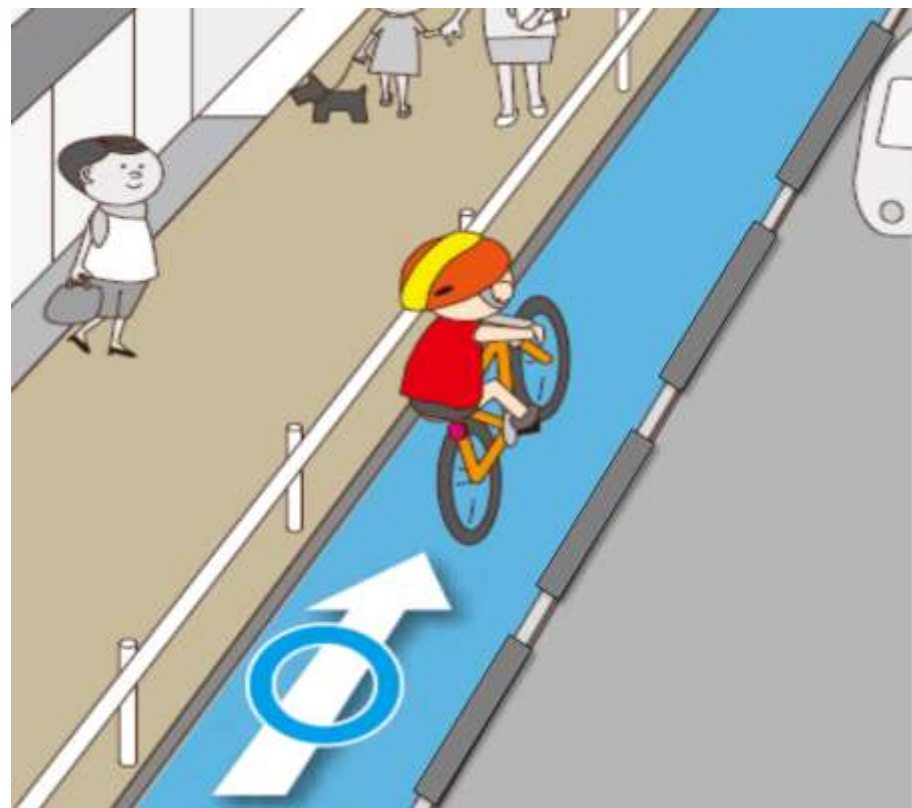
「自転車レーンのある道路の通行方法」を学ぼう！



自転車レーンのある道路の通行方法

①自転車道

自転車道がある場合は、歩道は走行できません。
自転車道を走行してください！

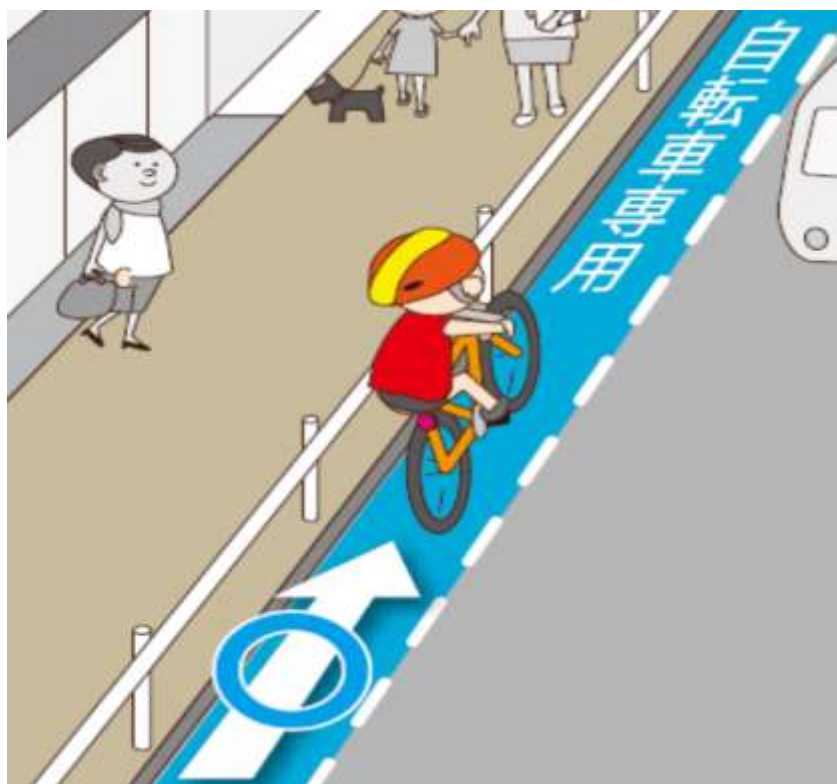


「自転車専用」
の標識です。
自転車道が片
側にしかない場合は、
左側を通行して交互通
行をしてください。

縁石や柵などの工作物で構造的に自動車と自転車を分離している

②普通自転車専用通行帯

自転車はこの通行帯を通行しなければなりません。
しかし、車道の一部となりますので、自転車道とは異なり、歩道を通行できる場合があります！

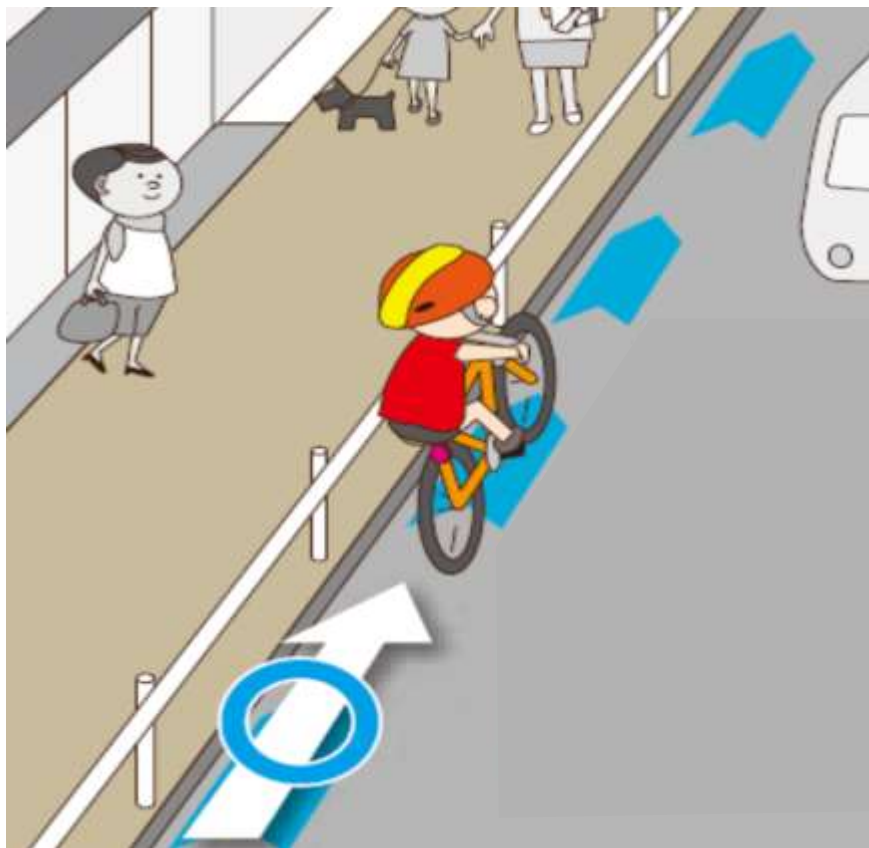


車道の左端にある車両通行帯で、「自転車専用」の路面標示とこの標識が設けられています。

縁石等の工作物によって構造的に分離されていない

③矢羽根型路面表示等、車道混在型

自転車の通行位置を路面に分かりやすく示したものです。
法律に定められたものではありません！



矢羽根型



自転車の絵
(ピクトグラム)

道路の左側に、矢羽根型や自転車の絵が描いてある

Q5

「自転車横断帯」があるときの自転車の正しい横断方法はどれですか？

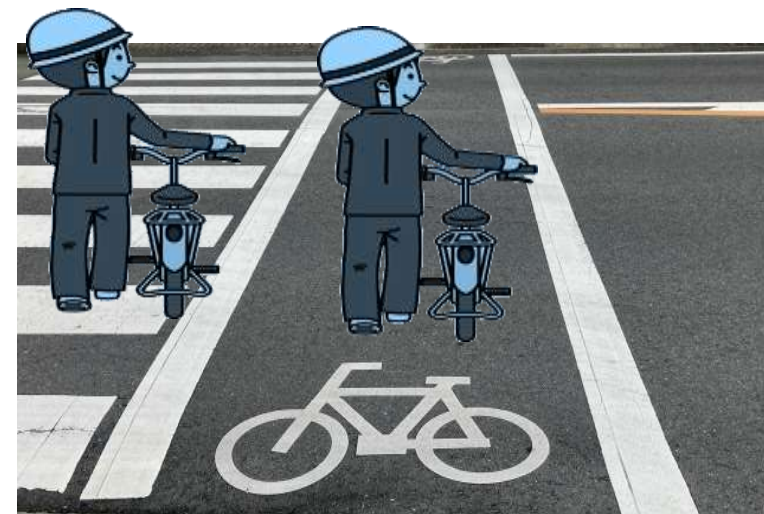
① 「自転車横断帯」を乗ったまま横断する



② 「横断歩道」を乗ったまま横断する



③ どちらも横断できるが「自転車横断帯・横断歩道」どちらも降りて横断する



答え

①「自転車横断帯」を乗ったまま横断する



自転車横断帯のあるところ

道路を横断しようとするとき「自転車横断帯」があるときは、その「自転車横断帯」を通行する

自転車横断帯のないところ

「自転車横断帯」がないところでは、横断歩道を通ることができる
ただし、横断中の歩行者がいるときや、歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、自転車から降りて自転車を押して通行する

Q6

AとBの自転車はどの信号に従い通行しますか？



① Aは① Bも①

② Aは① Bは②

③ Aは② Bも②

答え

① Aは① Bも①



「歩行者、自転車専用信号機」があるときは、必ずその信号に従う

歩道、車道のいずれを通行している場合でも「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、その信号に従って通行しなければならない

Q7

この標識のある交差点では、一時停止をしなければならないのはどれですか？



- ①自動車と二輪車(バイク)
- ②自転車を含むすべての車両
- ③自動車のみ

答え

②自転車を含むすべての車両



自転車も「止まれ」の標識に従って一時停止する

- ・必ず交差点の手前で速度を落とし、自転車も一時停止しなければならない
- ・発進の際は、交差点の左右をよく確認し安全ならば通行する



Q8

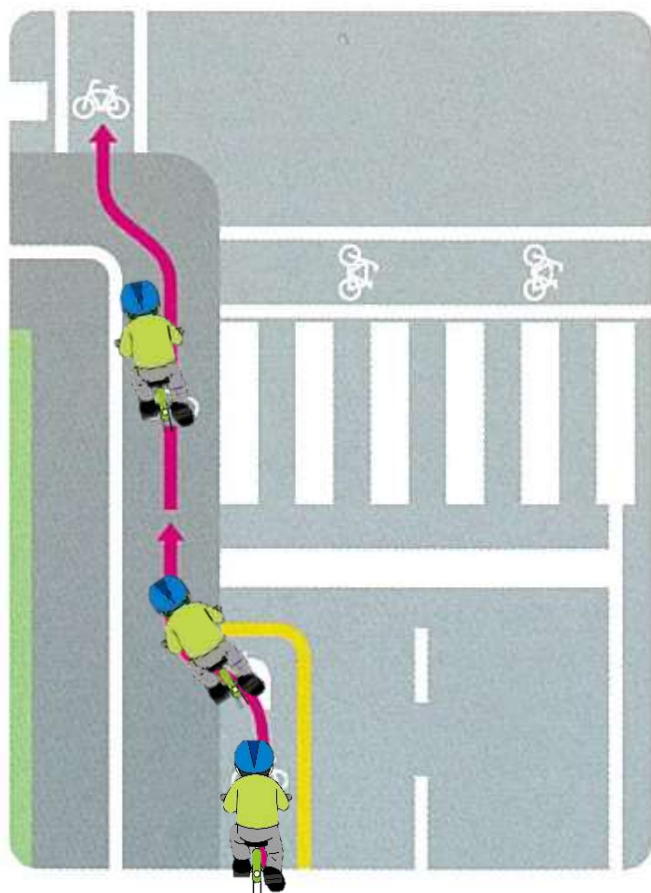
この道路標示の正しい意味はどれですか？



- ①交差点で左折のみ可
- ②自転車の交差点進入禁止
- ③自転車通行禁止

答え

② 自転車の交差点進入禁止



自転車の「交差点進入禁止」
の道路標示があるときは、
その交差点に入ることはできない

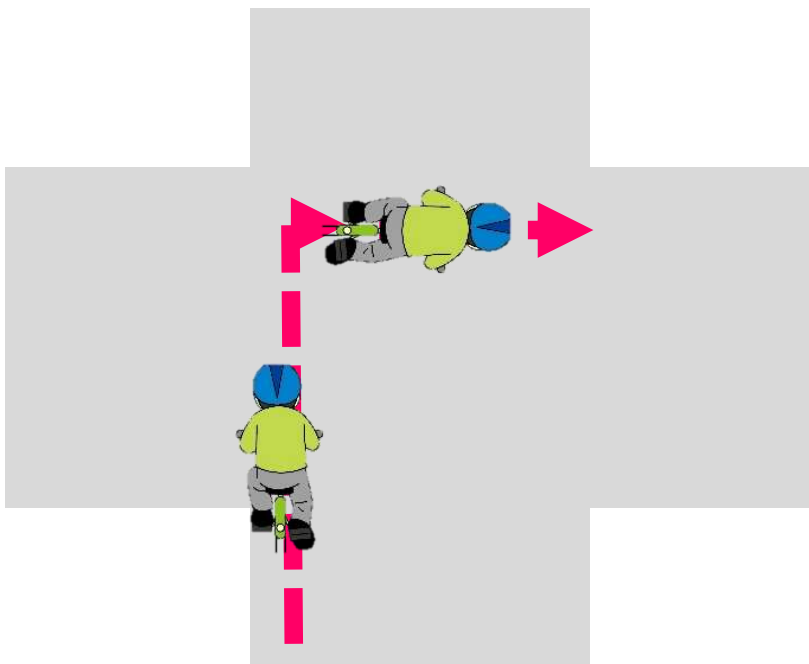
- ・ そのまま車道を通って交差点に進入してはいけない
- ・ 道路標示の左側の歩道に乗り入れ、「自転車横断帯」を通して交差点を渡る



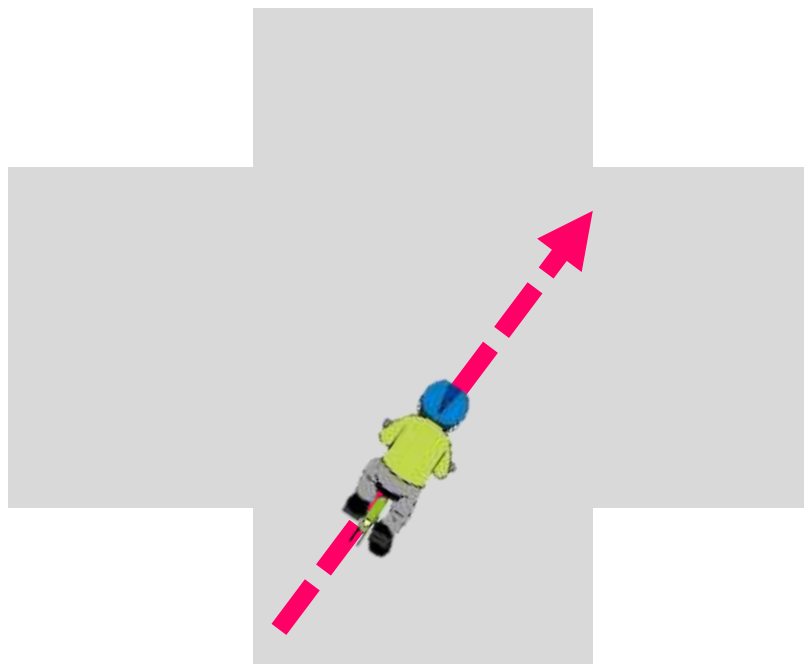
Q9

信号機のない交差点の正しい右折方法はどれですか？

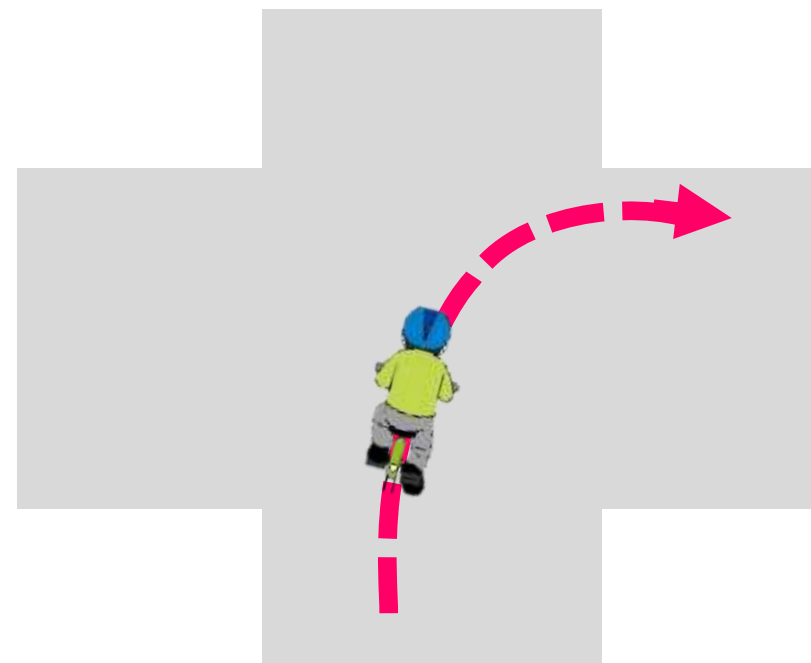
① 道路の左側端に寄って交差点の向こう側に進み右折する



② 最短距離を斜めに進む



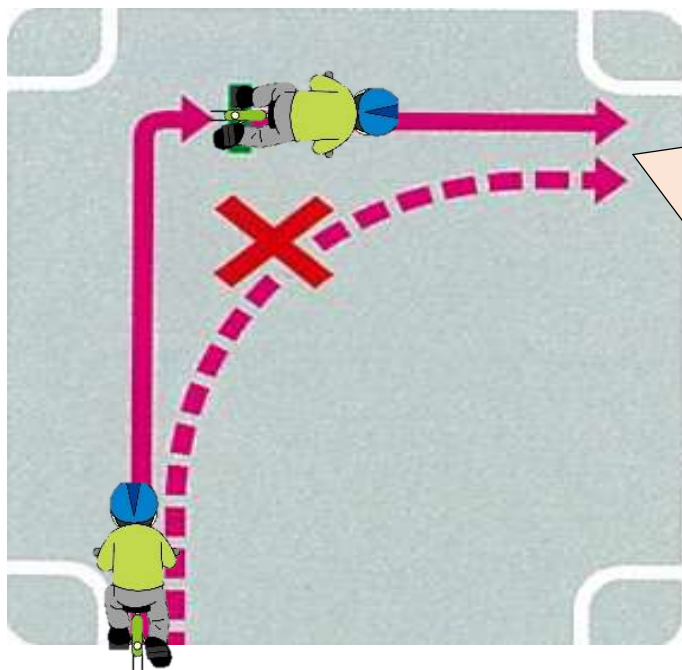
③ 交差点中央近くを進む



答え

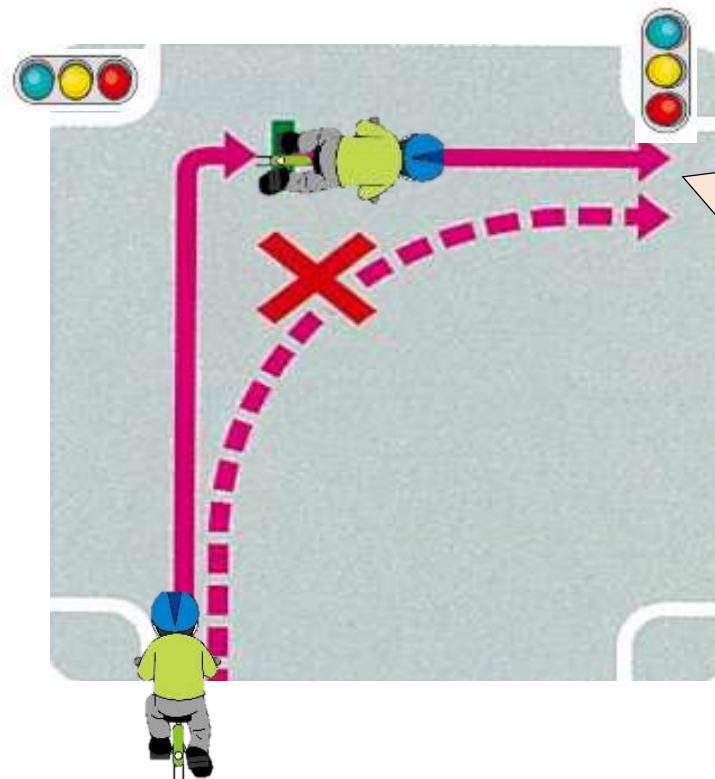
①道路の左側端寄って交差点の向こう側に進み右折する

信号機のない交差点での右折



後方の安全を確かめ、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側まで進み速度を落として曲がらなければならない

信号機のある交差点での右折



信号機のある交差点では、青信号で交差点の左端に沿って進み、そこで停止し右に向きを変え、前方の信号が青になったら進行する



自動車と違い、交差点の中心の近くを通行し右折することはできない

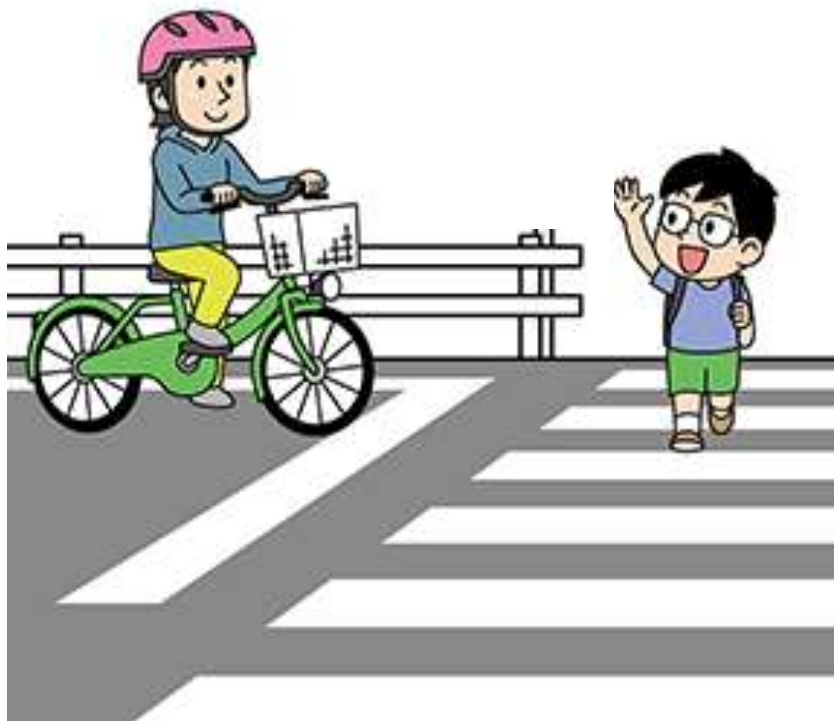
Q10

信号機のない横断歩道で、歩行者が横断しようとしているときの通行方法はどれですか？

- ①横断歩道手前の停止線で停止し、歩行者が横断し終わるまで待つ
- ②自転車なので、停止の必要はない
- ③停止しても、しなくてもどちらでもよい

答え

①横断歩道手前の停止線で停止し、 歩行者が横断し終わるまで待つ



横断歩道は歩行者優先

- ・自動車と同じで、横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、歩行者が横断し終わるまで、横断歩道の手前で必ず止まる
- ・横断する歩行者がいなかったことが明らかな場合を除き、その手前で停止できるように減速する

Q11

この中で間違った乗せ方はどれですか？

※前部座席とおんぶのこどもは4歳未満・後部乗車は6歳のお誕生日に達していないこども

① 4歳未満のこどもをひも等で確実に背負っている場合

② どのような場合でも4人で乗車する場合

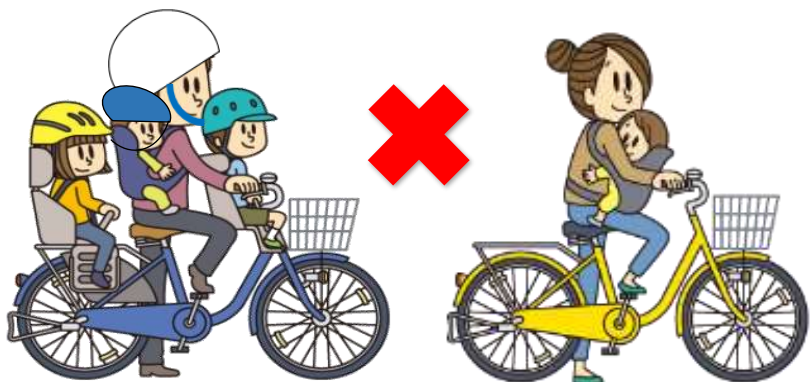
③ 小学校就学の始期に達するまでのこどもを幼児用座席に乗車させている場合



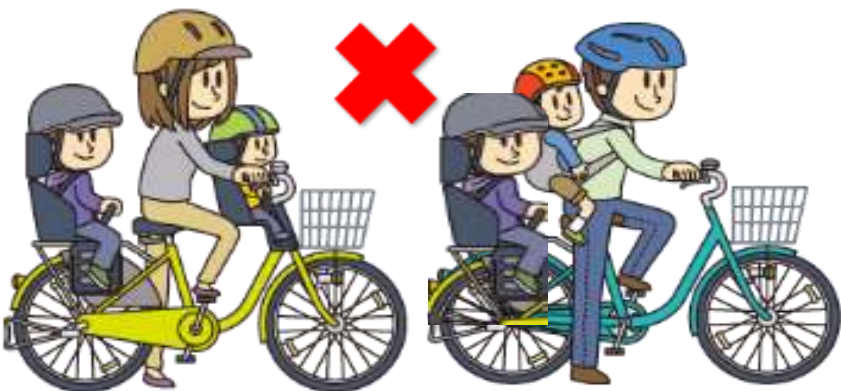
答え

②こども3人＋運転者1人は違反

違反となるケース

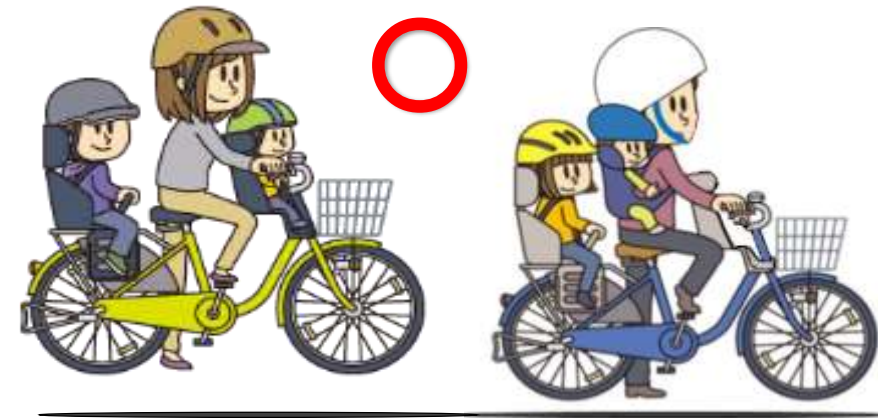


- ・ **どんな場合でも**、合計4人で乗車する場合
- ・ **どんな場合でも**、自転車を利用するときにこどもを前に「抱っこ」する場合



- ・ **幼児二人同乗用自転車ではない**のに、前後にチャイルドシートを後付けしてこどもを前後に乗せる場合
- ・ **幼児二人同乗用自転車ではない**のに、こども1人を幼児用座席に乗せ、もう1人を「おんぶ」する場合

幼児二人同乗用自転車

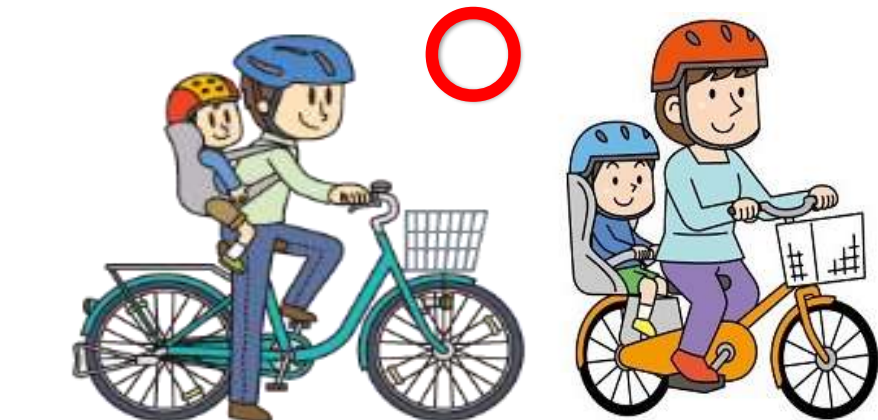


同乗できるケース

- ・ 幼児二人同乗用自転車の場合
幼児 2 人まで

専用のチャイルドシートが取り付けられた、
「幼児二人同乗用自転車」の場合

幼児二人同乗用自転車ではない自転車



同乗できるケース

- ・ 幼児二人同乗用自転車ではない自転車の場合
幼児 1 人まで

同乗できる幼児は、チャイルドシートに座らせる場合は小学校就学までの幼児
ひもなどで背負っている場合は、4 歳未満の幼児

Q12

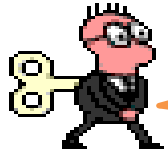
スクランブル交差点を通行する場合、歩道を通行していた自転車はどのように通行しますか？



- ① ①の信号に従い、横断歩道を通行する。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りる
- ② ②の信号に従い、直進、左折できる
- ③ ①②の信号どちらに従っても良い

答え

① ①の信号に従い、横断歩道を通行する。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りる



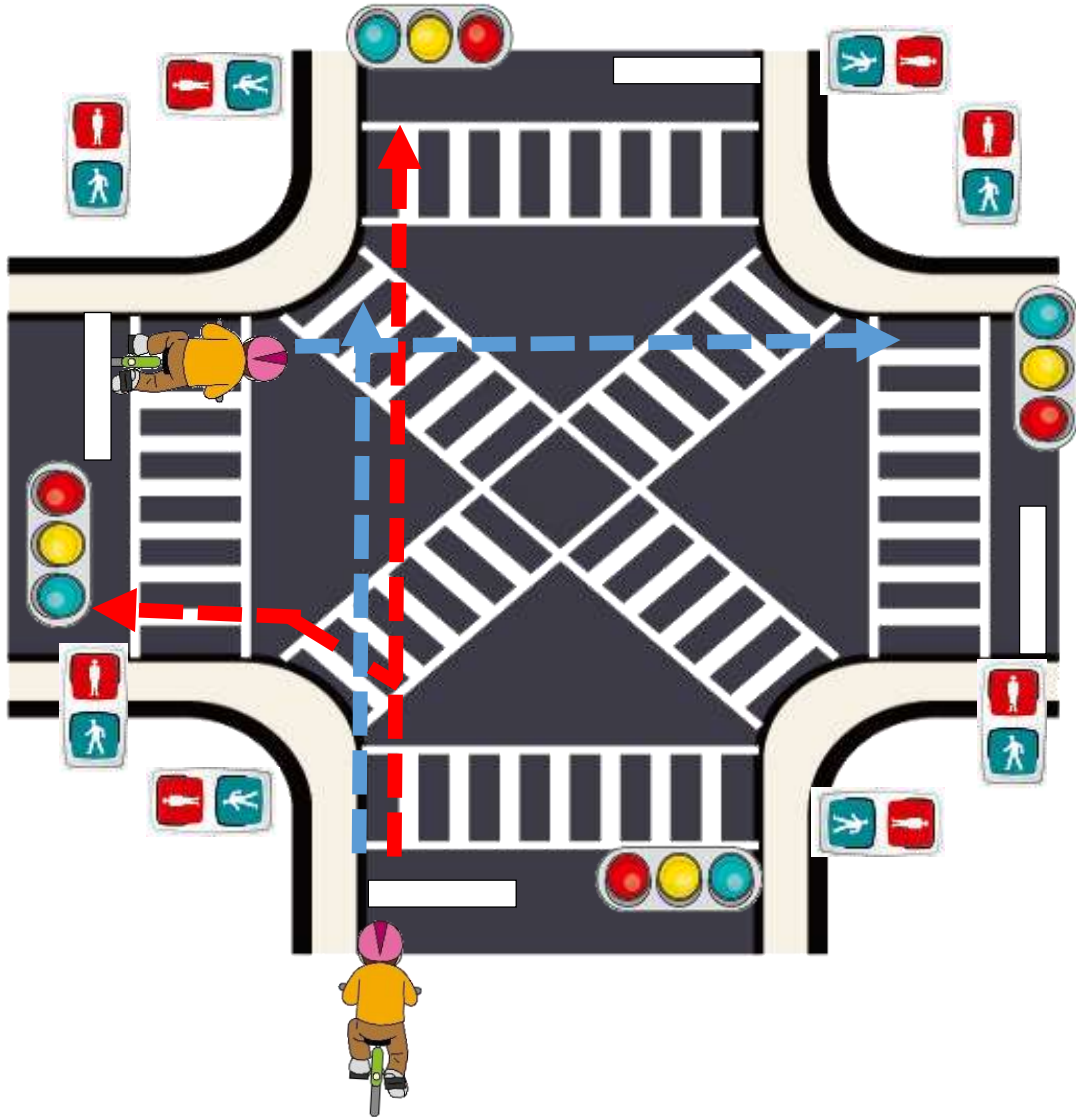
スクランブル交差点は、歩行者が多い交差点だね！

横断歩道上に歩行者がいれば自転車から降りて横断



歩道を通行中で横断歩道を通行する場合

- ・ 対面する歩行者信号(2灯式)に従う斜めの横断歩道を通行することも可能
---➡ のとおり
- ・ 横断歩道を横断中の歩行者がいらないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車から降りて横断する
---➡ のとおり



車道を通行している場合

対面する車両用信号(3灯式)に従う
停止線の直前で停止しなければならない

---→ のとおり

右折の場合は2段階右折をする

---→ のとおり

Q13

自転車で加害事故を起こすとその責任はどうなりますか？

- ① 自転車なので責任は問われない
- ② 自転車でもその責任は問われる
- ③ 中・高校生はその責任は問われない

答え

②自転車でもその責任は問われる

(中高生であってもさまざまな責任を問われます)

刑事上の責任

- ・ 相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」に問われることがある。
- ・ ※重過失致死傷罪・・・5年以下の懲役若しくは禁固または100万円以下の罰金（13歳以下を除く）

民事上の責任

- ・ 被害者に対する損害賠償の責任を負う。
- ・ 子供の場合は保護者が責任を負うことになる

道義的な責任

- ・ 被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任がある。



刑事罰を受けると免許や資格が与えられない場合がある職業

罰金以上の刑

医師・看護師・薬剤師・栄養士
調理師等

禁錮以上の刑

教職員・弁護士・裁判官・公認
会計士・建築士等

Q14

自転車死亡事故の損傷部位で一番多かったのはどこですか？

自転車事故死者の負傷部位（令和6年中）



答え

③頭部

全ての自転車利用者に対し、
乗車用ヘルメットの着用が
努力義務です！

【車の損傷状況】

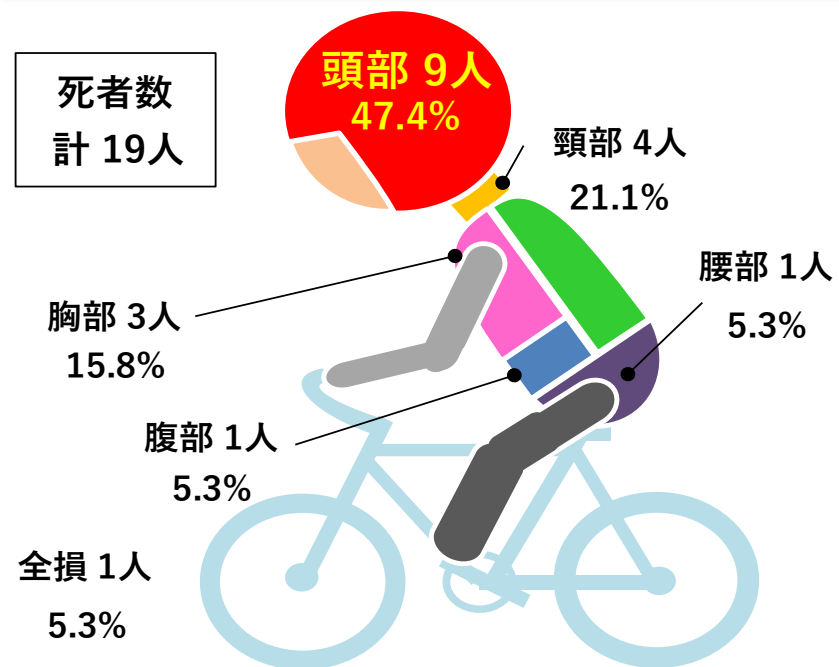


【ヘルメットの損傷状況】



自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車事故死者の主損傷部位（令和6年中）



Q15

自転車（自転車）で小学生にぶつかる事故を起こした時の対応はどれですか？

- ① 相手が「大丈夫！」と言ったのでそのまま立ち去った
- ② 停止し、怪我等の確認をし別れた
- ③ 停止し、救護し、安全を確保ののち、警察官に通報した

答え

③停止し、救護し、安全を確保ののち、警察官に通報した

負傷者の救護

- ・ けが人がいる場合、周囲にいる人にも助けてもらいながら119番に通報し、救急車を呼ぶこと。

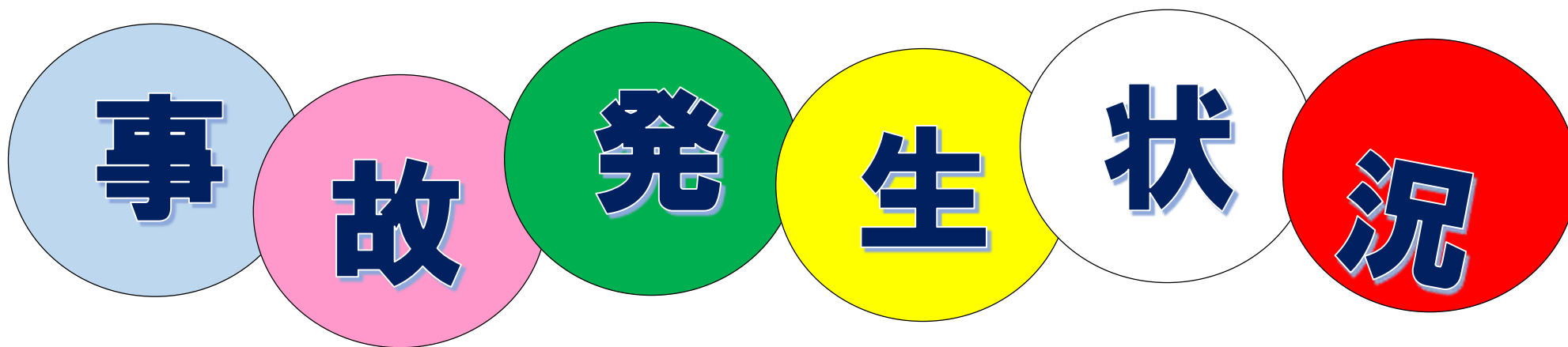
道路における危険防止措置

- ・ 歩道など安全な場所に自転車を移動させるなど、二次災害を防止すること。

警察への通報

- ・ 110番に通報し、警察に連絡すること。保護者、学校への連絡も忘れずに。

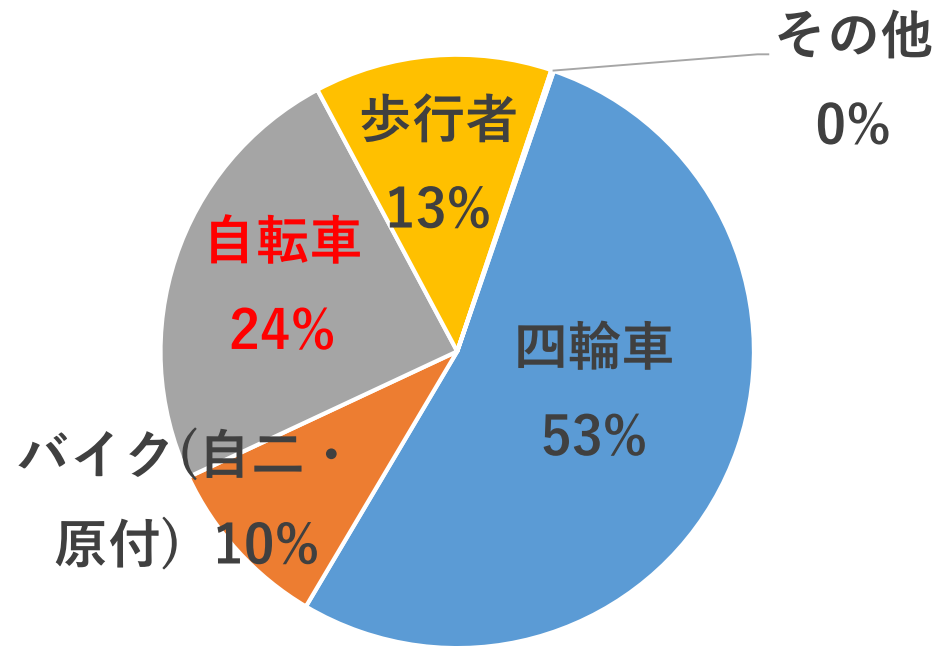
救護をしなかった場合、ひき逃げとして罪に問われることもある。



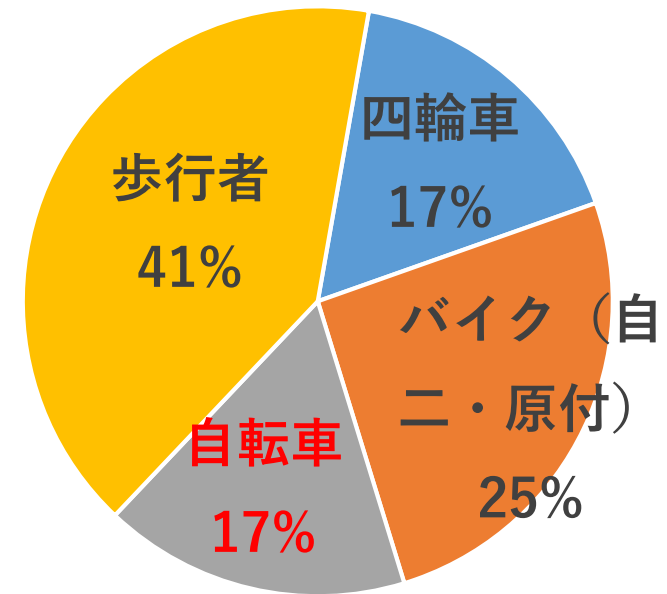
R6年の自転車事故統計

★自転車事故の発生状況（R6）★

全事故 死傷者の状態別

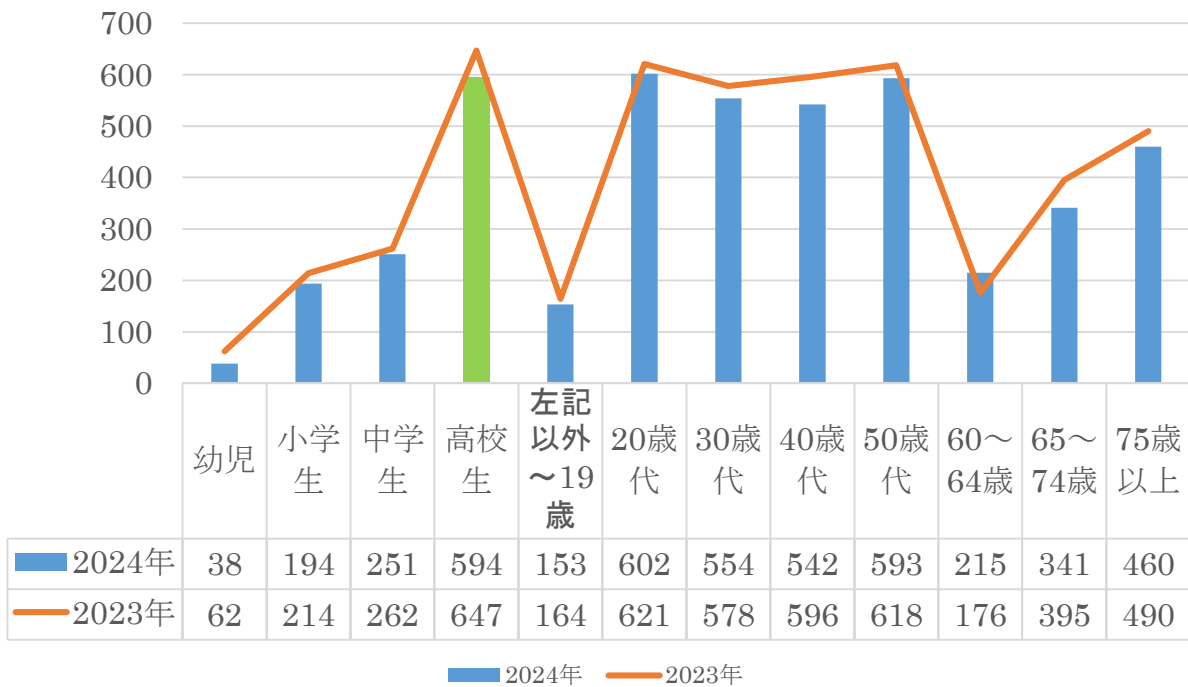


死者の状態別

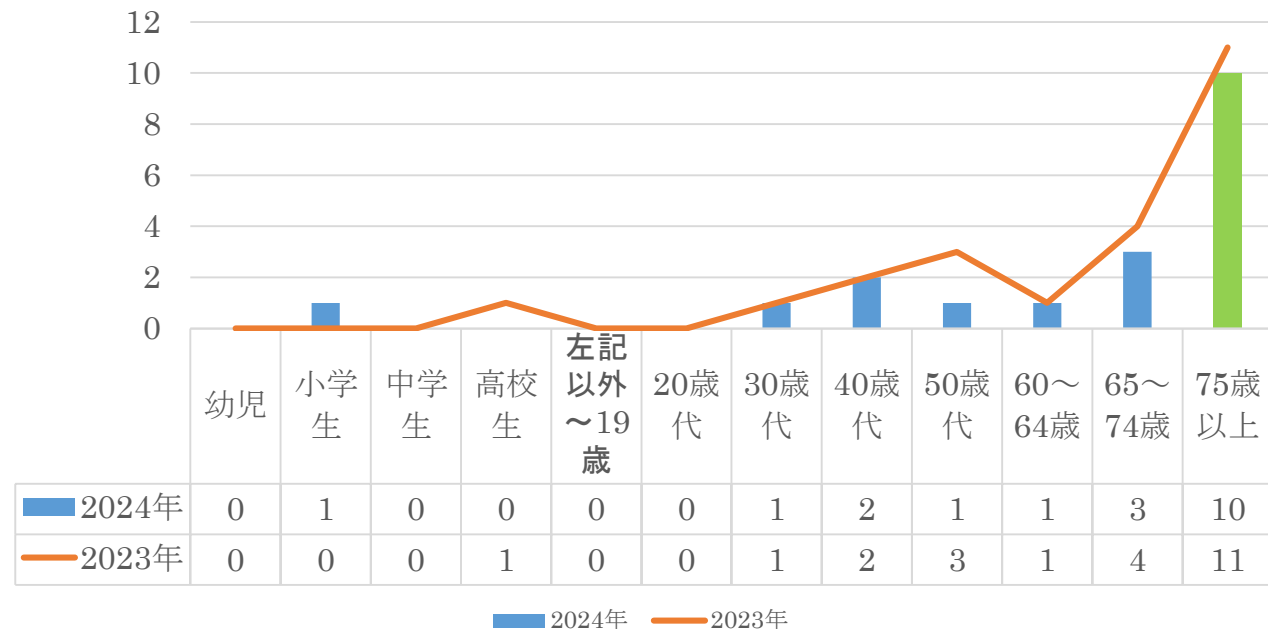


自転車の関係する事故は全事故の24%を占め、死者は全死者の17%を占める

自転車死傷者 年齢別

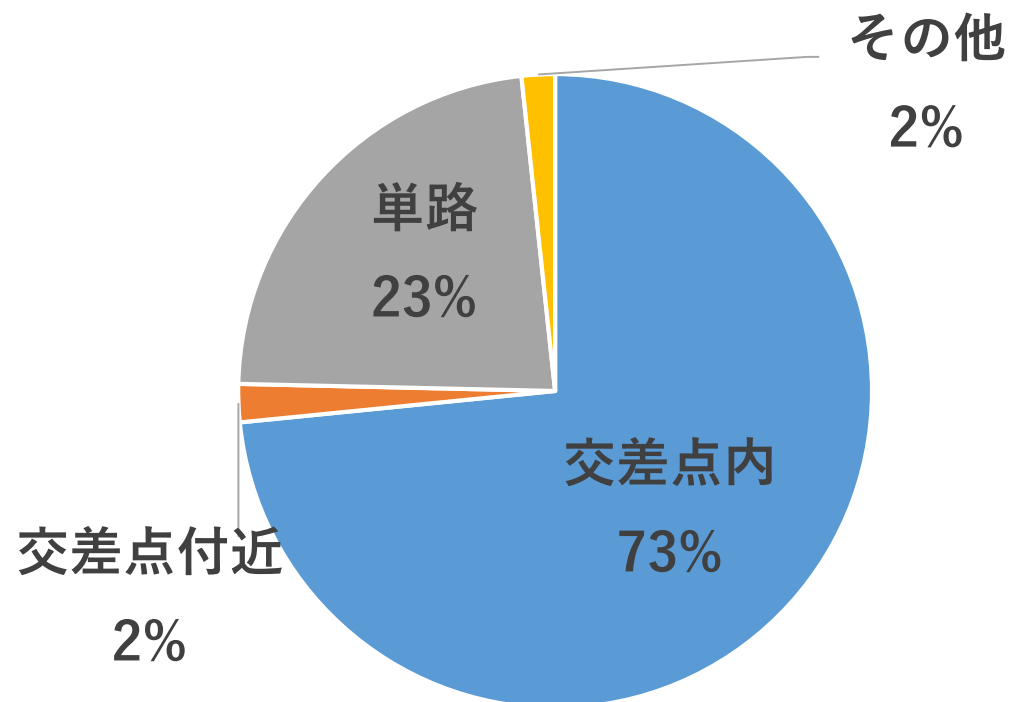


自転車死者 年齢別

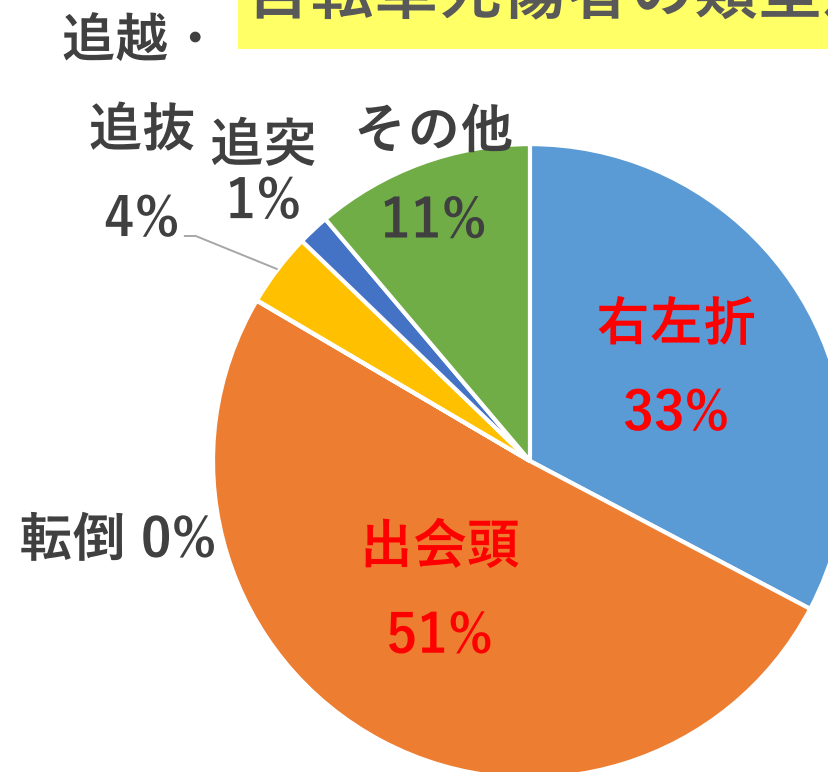


自転車乗車中の死傷者の年齢別では、高校生の割合が一番高いが、死者の年齢別では高齢者（75歳以上）の割合が高い

自転車死傷者の道路形状別

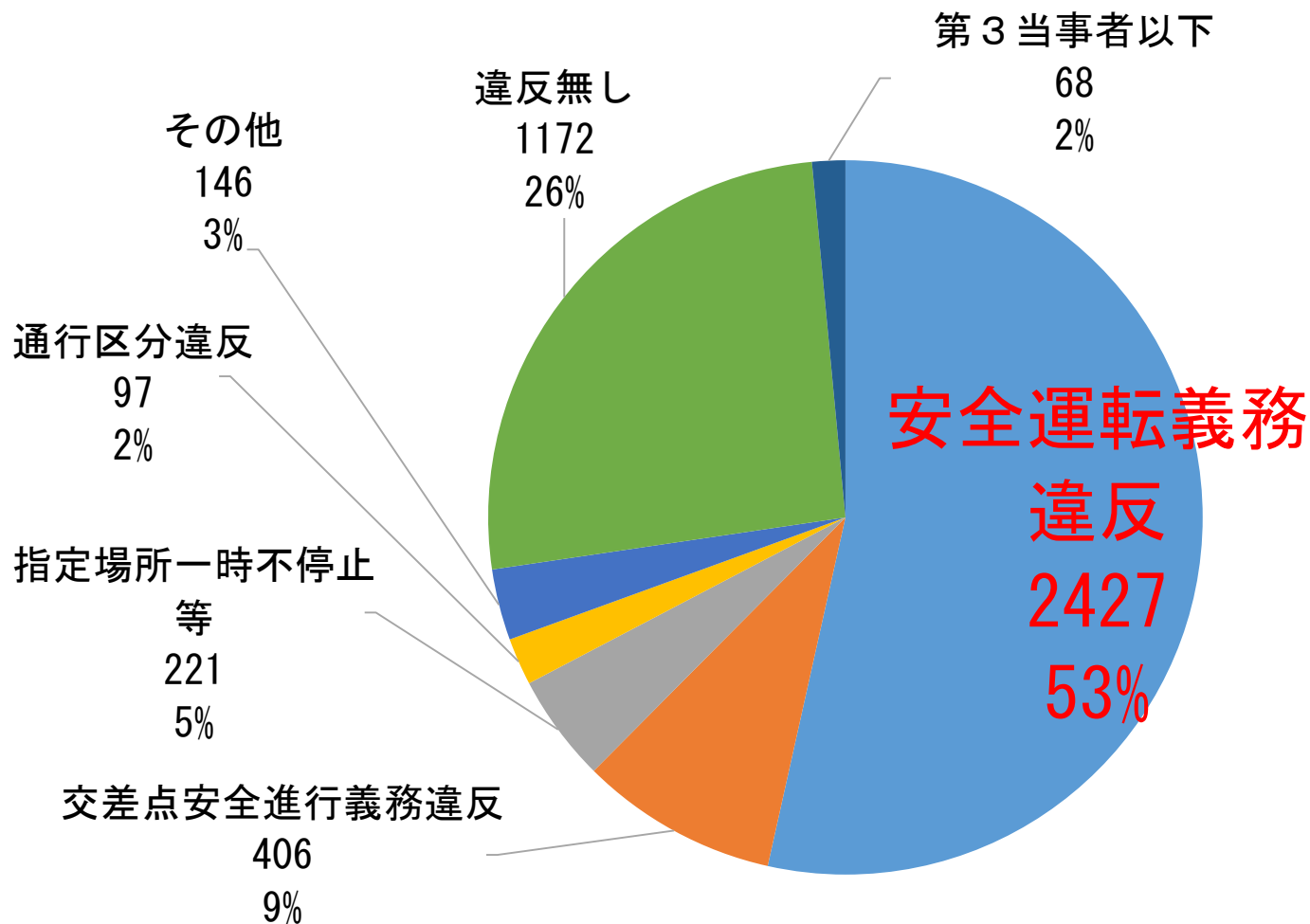


自転車死傷者の類型別



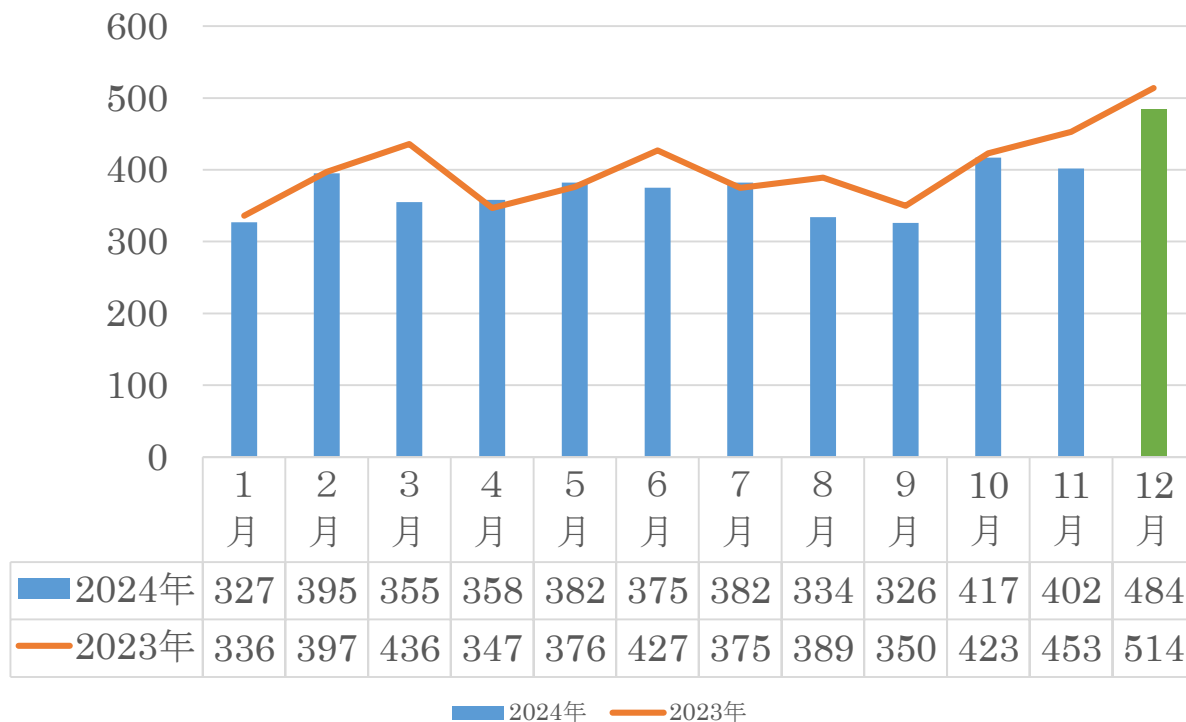
道路形状別では、交差点及び交差点付近が全体の75%を占め、類型別は出会頭が約5割、右左折が約3割を占める

自転車事故の違反別（死傷者数）

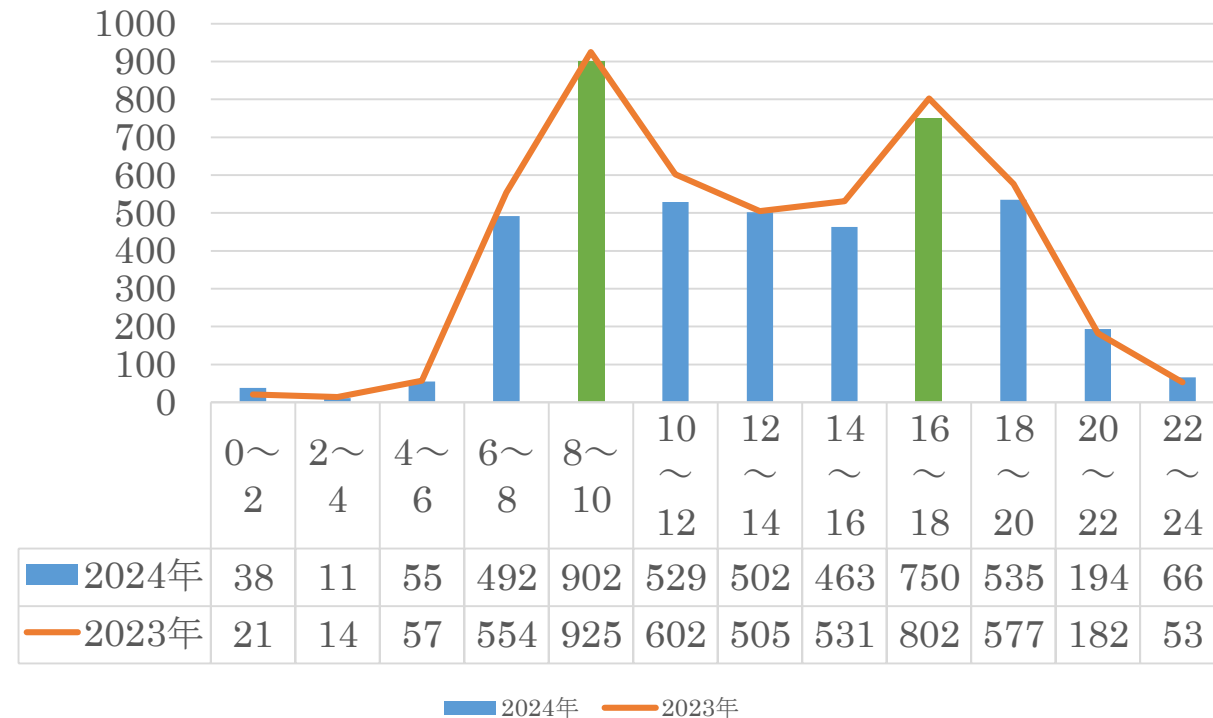


違反別では、安全運転義務違反が5割以上を占める

自転車負傷者の月別推移



自転車負傷者の時間別推移



月別では12月(年末)、時間帯では8時から10時及び16時から18時(日中)が多い

知 っ て お い て

欲 し い こ と

道路交通法の一部改正

令和6年11月1日施行

「自転車運転中のながらスマホの禁止」

「酒気帯び運転に対する罰則の創設」



道路交通法の一部を改正する法律が公布(令和6年5月24日)され、自転車運転中における携帯電話使用等(いわゆる「ながらスマホ」)や酒気帯び運転の罰則規定が整備されました。

例)携帯電話を手に持ち、通話(画像注視)した。
罰則:5万円以下の罰金(埼玉県公安委員会規則)



罰則:6月以下の懲役
または10万円以下の罰金(道交法新設)

例)酒気を帯びて(呼気0.15mg/ℓ以上)自転車を運転した。
罰則:なし



罰則:3年以下の懲役
または50万円以下の罰金(道交法新設)
※「酒酔い運転」の罰則
5年以下の懲役または100万円以下の罰金(変更なし)

自転車の違反に、**反則通告制度**が適用！ (2年以内に施行)

■対象年齢

16歳以上 運転免許の有無は関係なし

■対象違反

一時不停止、携帯電話使用など115種類程度 運転免許の有無は関係なし

■反則金額

5,000円～12,000円

ついついやりがちな「ながら運転」

周囲の音が聞こえにくい状態や周りが見えにくい状態で自転車を運転することは、交通事故の原因となるため、大変危険である。自転車を安全に操作できない「ながら運転」は絶対にやらないこと。

傘さし運転



【罰則】 5万円以下の罰金

イヤホン等使用運転



【罰則】 5万円以下の罰金

こんな運転も危険

幼児用座席に幼児を乗せる場合等の例外を除いては、自転車の二人乗りは出来ない。バランスを崩しやすく、非常に危険。また、自転車が2台以上並んで走ると、幅をとることとなり、他の交通にとっても危険であるため、並進は禁止されている。ただし、「並進可」の標識のある場所では2台まで並進できる。

二人乗り



【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

並進



【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

「並進可」の標識



悪質・危険な運転による交通の危険を防止するために

自転車運転者講習制度

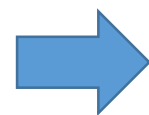
危険行為を繰り返す自転車運転者に講習受講が義務化

信号無視や酒酔い運転、一時不停止等、特定の「16の危険行為」を過去 **3年以内に2回以上** 繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習

14歳以上の自転車運転者が対象
(中学・高校生も講習対象)

命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しない場合



罰則あり (5万円以下の罰金)

「自転車運転者講習」の対象となる16の危険行為

- 1 信号無視
- 2 通行禁止道路（場所）の通行
- 3 歩行者用道路での歩行者妨害
- 4 歩道通行や、車道の右側通行等
- 5 路側帯での歩行者の通行妨害違反
- 6 遮断踏切への立ち入り
- 7 優先車両（左方車・優先道路車）の通行妨害等
- 8 直進車や左折車への通行妨害
- 9 環状交差点での安全進行義務違反等
- 10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
- 11 歩道での歩行者妨害等
- 12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
- 13 酒気帯び運転等
- 14 安全運転義務違反
- 15 携帯電話使用等
- 16 妨害運転

改正で追加

（改正道路交通法施行令 令和6年11月1日施行）

自転車運転する人もきちんと守って交通事故防止 覚えておきたい道路標識



車両進入禁止

車両が進入してはいけないことを示す。
一方通行出口側につけられている。



車両通行止め

自転車を含むあらゆる車両の通行が禁止されていることを示す。



自転車通行止め

自転車の通行が禁止されていることを示す。



徐行

すぐに止まれる速度で通行しなければならないことを示す。



一時停止

停止線があるときはその直前、無いときは交差点の直前で必ず停止して、安全確認しなければならないことを示す。



自転車および歩行者

歩行者と普通自転車だけが通行できることを示す。



自転車並進可

自転車が2台までなら並んで走ることができることを示す。



歩行者専用

歩行者だけが通行できることを示す。



自転車一方通行

矢印の方向にしか進めず、反対方向への通行が禁止されていることを示す。



自転車横断帯

自転車が横断するときに通らなければならない自転車横断帯があることを示す。

自転車保険は義務付けられている

自転車保険の種類

埼玉県では自転車保険に加入しなければならない。

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車保険に加入することが必要。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自分がけがをして治療費等が必要な場合が発生した場合に支払われる保険。

身近な自転車保険

TSマーク付帯保険



自転車点検整備を受けた日から、1年間有効な障害保険と賠償責任保険がついている。
1年経つと更新が必要となるので、更新する場合は、自転車安全整備士のいる自転車店で再度点検を受けること。

自転車安全利用五則



「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

かぶる・ひろがる
命を守る みんなで

カチッと!!

PROJECT
プロジェクト



自転車ヘルメットの着用を
統一行動とする団体等 **募集中!!**

グループ、サークル、スポーツクラブチーム、部活、保育施設など!

埼玉県警察
ホームページ



詳しくはこちら!!



埼玉県警察